

モルディブ観光法の第 14 次改正

モルディブ観光法（法律番号 2/99）は、次のように改正される。

3. 前述の法律の第 35 条 (g) および (h) を次のように改正する：

35. (g) モルディブで運営されている観光リゾート、総合観光リゾート、リゾートホテル、ホテル、観光ゲストハウス、観光船、その他の同様の施設に滞在する観光客から、以下の期間、滞在日数 1 日につき以下の税率でグリーン税が国に徴収される：

(1) 2023 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までは、1 名あたり 6 米ドル (6 米ドル)。

(2) 2025 年 1 月 1 日以降は、1 名あたり 12 米ドル (12 米ドル)。

(h) 項 (g) にかかわらず、有人島で運営され、登録客室数が 50 室以下のホテルおよび観光ゲストハウスに宿泊する観光客からは、以下の期間、1 日の滞在につき以下の料金でグリーン税が国に徴収されるものとする：

(1) 2023 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までは、宿泊者 1 人につき 3 米ドル (3 米ドル)。

(2) 2025 年 1 月 1 日以降は、宿泊者 1 人につき 6 米ドル (6 米ドル)。

4. 前述の法律の第 35 条(j)を次のように改正する：

35. (j) 項(g)および(h)にかかわらず、2 歳未満の子供は 2025 年 1 月 1 日よりグリーン税が免除される。

5. 前述の法律の第 35 条(k)、第 35 条(l)および第 35 条(m)を廃止する。モルディブ観光法の第 14 次改正 3/3

6. この法律による前述の法律の改正に伴い、前述の法律に従って制定された規則に必要な改正は、この法律の発効日から 30 日が経過する前に策定され、政府官報で公表されるものとする。

7. この法律は、可決、批准、およびモルディブ政府の官報での公表をもって発効する。

INPAC 注：h 項の有人島の解釈は、リゾートなどを作る前から有人島であるという解釈のようですので、無人島を開発しホテルとしている場合は g 項が適用されるようです